

2018年7月1日

監査役会通信(No.27)

社外監査役 堀口基次

「コーポレートガバナンス・コード(企業統治指針)について(3)」

今回は、第3章「**適切な情報開示と透明性の確保**」についてお知らせします。

[基本原則 3]

上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報(とりわけ非財務情報)が、性格で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

考え方

上場会社には、様々な情報を開示することが求められている。これらの情報が法令に基づき適時適切に開示されることは、投資家保護や資本市場の信頼性確保の観点から不可欠の要請であり、取締役会・監査役・監査役会・外部会計監査人は、この点に関し財務情報に係る内部統制体制の適切な整備をはじめとする重要な責務を負っている。

また、上場会社は、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

更に、我が国の上場会社による情報開示は、計表等については、様式・作成要領などが詳細に定められており比較可能性に優れている一方で、定性的な説明等のいわゆる非財務情報を巡っては、ひな型的な記述や具体性を欠く記述となっており付加価値に乏しい場合が少なくない、との指摘もある。取締役会は、こうした情報を含め、開示・提供される情報が可能な限りら容赦にとって有益な記載となるよう積極的に関与を行う必要がある。

法令に基づく開示であれそれ以外の場合であれ、適切な情報の開示・提供は、上場会社の外側において情報の非対称性の下におかれている株主等のステークホルダーと認識を共有し、その理解を得るための有力な手段となり得るものであり、「『責任ある機関投資家』の諸原則『日本版スチュワードシップ・コード』」を踏まえた建設的な対話にも資するものである。

【原則 3 - 1 . 情報開示の充実】

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、（本コードの各原則において開示を求めている事項のほか、）以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。

- （ i ） 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
- （ ii ） 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
- （ iii ） 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
- （ iv ） 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
- （ v ） 取締役会が上記（ iv ）を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

補充原則

- 3 - 1 ① 上記の情報の開示に当たっても、取締役会は、ひな型的な記述や具体性を欠く記述を避け、利用者にとって付加価値の高い記載となるようにすべきである。
- 3 - 1 ② 上場会社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供を進めるべきである。

【原則 3 - 2 . 外部会計監査人】

外部会計監査人及び上場会社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行うべきである。

補充原則

- 3 - 2 ① 監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。
 - （ i ） 外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定
 - （ ii ） 外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認
- 3 - 2 ② 取締役会及び監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。
 - （ i ） 高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保
 - （ ii ） 外部会計監査人から CEO・CFO 等の経営陣幹部へのアクセス（面談等）の確保
 - （ iii ） 外部会計監査人と監査役（監査役会への出席を含む）、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保
 - （ iv ） 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立